

**会津大学短期大学部社会福祉学科保育士養成課程在籍学生の  
幼稚園教諭免許の必要性と特例制度に関する調査**

会津大学短期大学部  
社会福祉学科  
渡部 琢也

# 会津大学短期大学部社会福祉学科保育士養成課程在籍学生の 幼稚園教諭免許の必要性と特例制度に関する調査

渡部 琢也

平成27年1月10日受付

【要旨】本研究では、現状において保育士のみで資格取得しかできない保育士養成課程の会津大学短期大学部社会福祉学科在学中の学生に対して、保育士のみならず幼稚園教諭免許の必要性とその理由、取得希望の有無、そして移行期間に対する理解があるのかについてアンケート調査を行った。保育者の養成校として、今後の制度改革に伴って、保育教諭免許となることが想定されているが、現状において、保育士資格のみの学生に対してどのように教育していくべきかについて検討することとした。対象者は本学社会福祉学科在籍で保育士課程の1年生35名、2年生33名の計68名であった。本結果から「1、入学前に幼稚園の教員免許が取れないことは知っていた」については、97.1%の66名が「はい」と答え、ほとんどが幼稚園教諭免許を取得できずに保育士資格のみの取得になることを知っていて入学していることが示された。「2、自分にとって幼稚園免許も必要だと思いますか」に対しては、「必要だと思う」と「無いよりはあったほうが良いと思う」の肯定的な回答が合わせて85.3%の58名であり、否定的な回答が合わせて11.8%の8名であり、必要であるという認識が高いことが示された。また、特例措置については「知っていた」が67.6%の46名であり、「知らなかった」は32.4%の22名であることから、本学において保育士資格取得希望者全員が認知しているわけではないことが示された。「ぜひ取りたい」と「できれば取りたい」と回答した学生は合わせて、77.6%の52名であり、「取らなくても良い」の22.4%の15名と比較すると非常に高い値となり、取得希望者が多いことが示された。肯定的な回答の自由記述の理由には、認定こども園を意識した記載内容が多くあった。国による保育所での特例措置利用希望結果は、全国では75.4%（福島県では74.1%）であり、全く同じ質問ではないが、本研究と同様の結果であり、利用希望が多いことが理解できる。本学も公立の短期大学として特例措置にどのように対応すべきか検討する必要があると考えられる。加えて認定こども園および保育教諭免許化の流れを踏まえると早期に幼稚園教諭免許状を同時に取得できるカリキュラムの編成が必要とされることが考えられる。在学生に対しては、保育士資格取得および幼稚園教諭免許状取得の際の共通部分と相違部分を理解させ、本学卒業後に単位を取得する際により円滑に理解が進むような授業展開を心がける必要があると考える。

## 1. はじめに

公立大学法人会津大学会津大学短期大学部は昭和 26 年に会津短期大学として開学し、昭和 32 年に福島県立会津短期大学と名称変更された。社会福祉学科は昭和 55 年に開設され、それと同時に保育士養成施設となった。本学が養成している保育士は、これまで保母や保父と呼ばれていたが、平成 11 年 4 月の児童福祉法施行令の改正により「保育士」という名称に変更され、平成 15 年 11 月の児童福祉法改正により名称独占資格として規定され、国家資格となった。保育士は、保育所だけでなく、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設、障害児施設などの児童福祉施設で保育に携わっている。幼児の教育に携わる資格として幼稚園教諭免許があるが、これは 3 歳から就学前までの幼児を対象として教育する教育機関で必要とされる資格である。保育所は、0 歳から 6 歳児までを、就労する親などに代わって、保育する施設である。共通する年代の子どもに対して、監督する官庁の異なる 2 種類の施設があり、必要とされる資格もそれぞれ異なっている。これらに伴い、長年、縦割り行政の弊害が叫ばれ続けてきた。幼稚園における教育、保育所における保育の内容については、それぞれ幼稚園教育要領および保育所保育指針に示されている。以前は幼稚園教育要領が先行して改訂され、後追いで保育所保育指針が改訂されるという形であったが、平成 20 年の改訂では、初めて同時に改訂された。同年代の子どもを扱っていることもあり、今日までに、幼稚園の保育所化、保育所の幼稚園化が進んでいる。このような中で、新たな保育の形として、認定こども園が考え出された。就業先が保育所または施設であれば保育士のみ保有で問題は無いが、今後、幼保の連携がさらに進み、認定こども園化が進んでいくことが考えられる。認定こども園の具体的な認定基準は、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める「国の指針」を参酌して、各都道府県が条例で定めるとされる。「国の指針」においては、認定こども園に求められる質を確保する観点から、以下のように、職員配置、職員資格、教育・保育の内容、子育て支援の事項を定めることが予定されている。職員配置については、「0～2 歳児については、保育所と同様の体制」、「3～5 歳児については、学級担任を配置し、長時間利用児には個別対応が可能な体制」とされる。職員資格については、0～2 歳児については「保育士資格保有者」、3～5 歳児については「幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が望ましいが、学級担任には幼稚園教諭免許の保有者、長時間利用児への対応については保育士資格の保有者を原則としつつ、片方の資格しか有しない者を排除しないよう配慮」とされている。教育・保育の内容については、「幼稚園教育要領と保育所保育指針の目標が達成されるよう、教育・保育を提供」、「施設の利用開始年齢の違いや、利用時間の長短の違いなどの事情に配慮」、「認定こども園としての一体的運用の観点から、教育・保育の全体的な計画を編成」、「小学校教育への円滑な接続に配慮」とされている。子育て支援については、「保護者が利用したいと思ったときに利用可能な体制を確保（親子の集う場を週 3 日以上開設するなど）」、「さまざまな地域の人材や社会資源を活用」とされている。今後、保育士の就業先は認定こども園にも広がることとなり、希望する学生は、保育者として保育士の視点のみならず、幼稚園教諭の視点も兼ね備えなければならなくなることとなる。

現在、保育の現場で働いている保育者の中で保育士資格のみまたは幼稚園教諭免許のみで就労している場合がある。先にも述べたように幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭等」については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが原則とされている。そこで、今回の法制度の移行に伴い、期限付きの特例措置が設けられている。保育士資格保有者に対しては、幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例として、「保育士の登録をしている者について、保育士等の勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の授与を受けるために修得することが必要な単位数を軽減する」というものである。具体的には、幼稚園教諭二種免許を基礎資格として、保育士となる資格を有すること、保育士等としての実務経験として、3 年（勤務時間の合計が 4,320 時間以上の場合に限る。）、そして大学において修得することが必要な最低単位数として、8 単位とされている。一方で同様に幼稚園教諭免許のみの取得

者に対しても期限付きの特例措置が設けられている。この期限については、特例措置はすでに始まっており、その終了は、平成27年4月から始まる新制度の5年後までと予定されている。

本学は保育士資格のみの養成校であるため、本学卒業生で保育に関わる保育者は保育士資格のみで就労している場合が多く想定される。今後、認定こども園化される場合には、先にも述べたように幼稚園教諭免許の取得が望まれるケースが出てくるわけである。そこで本研究では、現状において保育士のみで資格取得しかできない保育士養成課程の本学在学中の学生に対して、保育士のみならず幼稚園教諭免許の必要性とその理由、取得希望の有無、そして移行期間に対しての理解があるのかについてアンケート調査を行った。

保育者の養成校として、今後の制度改革に伴って、保育教諭免許となることが想定されているが、現状において、保育士資格のみの学生に対してどのように教育していくべきかについて検討した。

## 2. 方法

対象者は、会津大学短期大学部社会福祉学科在籍で保育士課程の1年生35名、2年生33名の計68名であった。アンケート調査は平成26年1月に行った。アンケートは無記名で、質問項目は「1、入学前に幼稚園の教員免許が取れないことは知っていた」に対しては「はい」、「いいえ(知らなかった)」で回答を求めた。次に「2、自分にとって幼稚園免許も必要だと思いますか」、に対しては「必要だと思う」、「無いよりはあったほうが良いと思う」、「どちらでもよい」、「あまり必要とは思わない」、「必要ない」から回答を求め、その理由についても自由記述で回答を求めた。そして、「3、平成32年度まで、保育士資格があり3年以上の実務経験(保育所のみ、児童養護施設などは含まれません)があれば所定の学校(大学・短大等)で幼稚園教諭関連の科目8単位を習得すれば幼稚園教諭免許が取得できるという経過措置があります。(平成27年より認定こども園法が実施され、認定こども園で働く場合は両方の資格が必要になります。現状では9割は今までどおりの保育所です。保育所では今までどおり保育士資格のみで大丈夫です)」(以下経過措置)と説明し、「1、その経過措置について」は「知っていた」、「知らなかった」で回答を求めた。「2、経過措置の方法で幼稚園教員免許を取りたいと思いますか(本学では現状では取れません)」については「ぜひ取りたい」、「できれば取りたい」、「取らなくても良い」から回答を求めた。

## 3. 結果

本結果は、本学社会福祉学科在籍の保育士課程の68名からのアンケート結果であり、その内訳は2年生が48.5%の33名であり、1年生が51.5%の35名であった(表1)。

「1、入学前に幼稚園の教員免許が取れないことは知っていた」については97.1%の66名が「はい」と答え、2.9%の2名が「いいえ」と答えた(表2)。次に「2、自分にとって幼稚園免許も必要だと思いますか」に対しては、「必要だと思う」は33.8%の23名、「無いよりはあったほうが良いと思う」は51.5%の35名、「どちらでもよい」は2.9%の2名、「あまり必要とは思わない」は7.4%の5名、「必要ない」4.4%の3名であった(表3)。

「1、その経過措置について」については「知っていた」は67.6%の46名、「知らなかった」は32.4%の22名であった(表4)。「2、経過措置の方法で幼稚園教員免許を取りたいと思いますか(本学では現状では取れません)」については「ぜひ取りたい」は31.3%の21名、「できれば取りたい」は46.3%の31名、「取らなくても良い」は22.4%の15名であった(表5)。

表1 在籍している学年

	N	%
1年生	35	51.5%
2年生	33	48.5%
合計	68	

表2 「1、入学前に幼稚園の教員免許が取れないことは知っていた」に対する回答

	N	%
1:はい	66	97.1%
2:いいえ	2	2.9%

表3 「2、自分にとって幼稚園免許も必要だと思いますか」に対する回答

	N	%
1:必要だと思う	23	33.8%
2:無いよりはあったほうが良いと思う	35	51.5%
3:どちらでもよい	2	2.9%
4:あまり必要とは思わない	5	7.4%
5:必要ない	3	4.4%

表4 経過措置（特例措置）について

	N	%
1:知っていた	46	67.6%
2:知らなかった	22	32.4%

表5 「2、経過措置の方法で幼稚園教員免許を取りたいと思いますか」に対する回答

	N	%
1:ぜひ取りたい	21	31.3%
2:できれば取りたい	31	46.3%
3:取らなくても良い	15	22.4%

#### 4. 考察

##### ① アンケート結果について

「1、入学前に幼稚園の教員免許が取れないことは知っていた」については、97.1%の66名が「はい」と答え、本学学生の保育士資格取得希望者のほとんどが幼稚園協免許を取得できずに保育士資格のみの取得になることを知っていて入学していることが示された。

「2、自分にとって幼稚園免許も必要だと思いますか」に対しては、「必要だと思う」と「無いよりはあったほうが良いと思う」の肯定的な回答が合わせて85.3%の58名であり、「あまり必要とは思わない」と「必要ない」の否定的な回答が合わせて11.8%の8名であり、必要であるという認識は高いことが示された。また、特例措置に

については「知っていた」が67.6%の46名であり、「知らなかった」は32.4%の22名であり、本学において保育士資格取得希望者全員が認知しているわけではないことが示された。

「ぜひ取りたい」と「できれば取りたい」と回答した学生は合わせて、77.6%の52名であり、「取らなくても良い」の22.4%の15名と比較すると非常に高い値となり、取得希望者が多いことが示された。肯定的な回答の自由記述の理由には、認定こども園を意識した記載内容が多くあった。一方で、本学は主に保育士課程と社会福祉士受験資格取得課程があり、両資格ともに取得することも可能である。保育士課程に所属している学生の中には将来的に社会福祉士を目指す学生も在籍する。社会福祉士の受験資格は社会福祉士の課程卒業後、実務経験を2年経て、初めて発生するものであり、実務経験がカウントされる施設での実務経験が必要となるため、社会福祉士を目指す学生は保育所保育士ではなく、保育所以外の児童福祉施設や高齢または障がい者施設に就職するため、幼稚園教諭免許状を「取らなくても良い」と考えている学生も少なくない結果となっていると考えられる。また、理由の記述内容からもそのように読み取れる記載があった。

## ② 短期大学における保育士資格と幼稚園教諭免許状取得について

保育士資格取得には最低68単位取得することが必要であり、幼稚園教諭免許2種取得には最低39単位必要とされている。それぞれを単純に加算すると107単位となる。短期大学士取得には最低62単位必要であるが、それを大きく超え、1学年当たり31単位とすると3年以上の単位取得をしなければいけないことになる。しかし、保育士および幼稚園教諭免許を両方取得できる養成施設においては、単位の読み替えが実施されており、短期大学であれば80単位程度修得すれば事実上、両資格を取得できる計算となる。国の制度の改革に伴い本学が所在している会津若松市はこれまでに幼稚園を経営している法人での認定こども園化が大きく進み、地域からの要請も強いこともあり、本学では平成28年度入学生より、保育士資格に加えて、幼稚園教諭2種免許状が取得できるように準備を行っている。また、地域からは先にも述べた期限付きの特例措置を本学で受講したいとの希望も多く、今後検討する必要がある。

## ③ 国の特例制度に関する利用希望調査の結果との比較

文部科学省と厚生労働省は共同で、「幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得のための特例制度に関する利用希望調査の結果」(文部科学省、厚生労働省2013)を公表している。この調査では、平成25年8月に都道府県、指定都市又は中核市から管内幼稚園及び保育所に調査票を配布し、幼稚園及び保育所において調査票に記入し、回収され、都道府県管内の全幼稚園・保育所のうち、少なくとも約1割の園に対して調査を実施した。その結果から、「2. 保育士資格保有者のうち幼稚園教諭免許状を有していない方に関する結果(1) 特例制度の利用希望状況、現在保育所に勤務している方における特例制度活用の利用希望」は、「特例制度を利用したい」は75.4%であった。本研究では、全く同じ質問ではないが「2. 経過措置の方法で幼稚園教員免許を取りたいと思いますか(本学では現状では取れません)」の問いに対しては、「ぜひ取りたい」は31.3%の21名、「できれば取りたい」は46.3%の31名であり、合計すると77.6%の52名であり、ほぼ同様の値であった。福島県の保育所では74.1%であり、三者とも同様の値であった。一方で、「1) 特例制度の利用希望状況、現在幼稚園に勤務している方における特例制度活用の利用希望」は、「特例制度を利用したい」は86.3%であり、福島県においても81.1%であり、前者よりも高い値となった。それぞれの利用希望の差は、幼保連携型認定子ども園が、結果的に幼稚園に保育所の機能を追加する形となるため前述のとおり、「0～2歳児については、保育所と同様の体制」であり、職員資格については、0～2歳児については「保育士資格保有者」となっているためであると考えられる。また、幼稚園教諭免許取得の場合、教育学部等での免許状取得のケースがあり、その際には幼稚園教諭免許と小学校教諭免許

を併せて取る場合があり、保育士資格を有していないケースが想定される。いずれにせよ、縦割り行政の弊害とも捉えられるこれらの問題を、これを機会に一本化に進んでいくことを大いに期待する。先にも述べたように、認定子ども園に代表されるような動きの中で、本学においても保育士資格のみならず、幼稚園教諭2種免許状を取得できるように学科を再編しなければならない。また、早い時期に、文部科学省の「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例」を実施できる短期大学となれるように検討を進めていかなければならない。本学卒業生の多くは保育士資格のみでの就労となっており、認定こども園化または保育教諭化が進んだ場合「片方の資格しか有しない者を排除しないよう配慮」とはされているものの、今後、不利益をこうむる可能性が考えられる。また、一方で地域の幼稚園からは、厚生労働省の「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例」に対する希望もあり、こちらに対応する必要性が考えられる。現在の状況下で、国の調査からも保育所よりも幼稚園のほうが資格取得の需要があることが示されている。本学は現状でも保育士養成校であるため、保育士資格取得の特例に定められている科目を開講しているが、日中に行なわれる通常の授業での実施のために実質的に働きながら取得することは不可能に近いと考えられる。現役の幼稚園教諭が履修するためには、長期休暇中または土曜日と日曜日に集中講義を実施するか、もしくは夜間に授業を実施するしかないものと考えられる。しかし、現実的に考えれば特例措置用の授業となれば通常授業以外の実施となり担当する教員の配置や費用についても検討しなければならない。担当教員の負担を考えると、現状での担当授業や校務もあり、単純に現在の科目担当者に負担させるということもできないのではないかと考えられる。このような中で負担が増えても実施すべきと考える教員もいるが組織的にどのように取り組むべきか検討が必要であろう。会津地域には保育士養成施設は本学だけであり、公立の短期大学としてどのように対応すべきか議論されなければならないと考える。

#### ④ 在学生に対する教育

保育士資格と幼稚園教諭免許状取得単位には読み替え制度がある。両者のカリキュラムは共通する部分が多くあるためである。その一方で、一部の科目はそれぞれの資格特有のものもあり、読み替えができないものもある。読み替えができる科目の一つとして、教育課程論（幼稚園）と保育課程論があげられる。それぞれ幼稚園教育要領、保育所保育指針を参照してみても内容的には、ほぼ同様の内容であることが読み取れる。異なる点としては、保育所における「長期間保育」、「長時間保育」、「障がいのある子どもの保育」などがあげられるであろう。これらの相違点を踏まえ、保育課程論の授業において、共通する部分について積極的に取り上げ、保育士養成課程のみの学生に対してもより意識を高めるような取り組みが必要とされるであろうと考えられる。本学の新学科カリキュラム案としても異なる科目としてではなく教育・保育課程論として2単位で実施する予定である。実際に平成26年度卒業予定の社会福祉学科2年生の中には認定こども園への就職が内定している学生が数名おり、来年度から通信教育になると考えられるが、特例措置を利用しての幼稚園教諭免許状取得を目指すと推察される学生もいる。本学の保育士養成課程の教員としては、在学生に対しては、保育士資格取得および幼稚園教諭免許状取得の際の共通部分と相違部分を理解させ、本学卒業後に単位を取得する際により円滑に理解が進むような授業展開を心がける必要があると考える。本学の卒業生が不利益をこうむらず、今後も保育者として社会に貢献できることを切に願っている。

#### 参考文献

- 幼稚園教諭免許状又は保育士資格の取得のための特例制度に関する利用希望調査の結果 文部科学省、厚生労働省 2013
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 内閣府、文部科学省、厚生労働省 2014

幼稚園教育要領 文部科学省 2008年  
保育所保育指針 厚生労働省 2008年